

議案第 18 号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成 12 年守谷町条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成１２年守谷町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第６号から第１５号までを次のように改める。

（６）次のいずれかに該当する者　６万９，１００円

ア 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が０を下回る場合には、０とする。以下同じ。）が１２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ又は第１５号に該当する者を除く。）

（７）次のいずれかに該当する者　７万４，８００円

ア 合計所得金額が１２０万円以上２１０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ又は第１５号に該当する者を除く。）

（８）次のいずれかに該当する者　８万９，２００円

ア 合計所得金額が２１０万円以上３２０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）、次号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ又は第１５号に該当する者を除く。）

（９）次のいずれかに該当する者　９万２，１００円

ア 合計所得金額が３２０万円以上５００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号に該当する者を除く。）
- （10）次のいずれかに該当する者 10万6,500円
- ア 合計所得金額が500万円以上700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号に該当する者を除く。）
- （11）次のいずれかに該当する者 10万9,400円
- ア 合計所得金額が700万円以上850万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号に該当する者を除く。）
- （12）次のいずれかに該当する者 11万2,300円
- ア 合計所得金額が850万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号に該当する者を除く。）
- （13）次のいずれかに該当する者 11万5,200円
- ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号に該当する者を除く。）
- （14）次のいずれかに該当する者 11万8,000円
- ア 合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第

39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号に該当する者を除く。）

（15）前各号のいずれにも該当しない者 12万, 900円

第4条第2項から第10項までを削り、同条第11項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第12項を同条第3項とし、同条第13項中「第11項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第13条第1項に次の1号を加える。

（6）前各号に掲げるもののほか、特別の理由があるとして市長が認めたもの。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収

入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1）令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において守谷市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において守谷市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（2）地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

（3）地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年

度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い守谷市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い守谷市の条例で定める金額から同年合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い守谷市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の守谷市介護保険条例第4条の規定は、令和8年度以降の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由（議案第18号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年度税制改正に伴い、一部の被保険者の保険料所得段階に移動が生じることから、保険料の収入が減少する可能性があり、その影響を遮断するため、保険料算定に関する合計所得額の算定方法の特例並びに、保険料率の算定に関する市町村民税非課税世帯及び市町村民税非課税者の基準特例を定める介護保険法施行令を改正する政令が示されたため所要の改正を行うものです。

また、保険料所得段階第1段階から第5段階を対象とした前年度非課税者に係る特例減免も示されたため、所定の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市介護保険条例新旧対照表

改 正	現 行
(保険料率) 第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) から (5) まで (略) (6) 次のいずれかに該当する者 6万9,100円 ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。） 120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも	(保険料率) 第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) から (5) まで (略) (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 6万9,100円

該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）
、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号に該当する者を除く。）

（7）次のいずれかに該当する者 7万4, 800円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）
、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号に該当する者を除く。）

（8）次のいずれかに該当する者 8万9, 200円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額

（7）令第39条第1項第7号に掲げる者 7万4, 800円

（8）令第39条第1項第8号に掲げる者 8万9, 200円

<u>についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）</u> <u>、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ</u> <u>、第13号イ、第14号イ又は第15号に該当する者を除く。）</u>	
<u>（9）次のいずれかに該当する者 9万2, 100円</u> <u>ア 合計所得金額が320万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）</u> <u>、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ</u> <u>、第14号イ又は第15号に該当する者を除く。）</u>	<u>（9）令第39条第1項第9号に掲げる者 9万2, 100円</u>
<u>（10）次のいずれかに該当する者 10万6, 500円</u> <u>ア 合計所得金額が500万円以上700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば</u>	<u>（10）令第39条第1項第10号に掲げる者 10万6, 500円</u>

<u>ば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）</u> <u>、次号イ、第12号イ、第13号イ、14号イ又は第15号に該当する者を除く。）</u>	
<u>（11）次のいずれかに該当する者 10万9,400円</u> <u>ア 合計所得金額が700万円以上850万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）</u> <u>、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号に該当する者を除く。）</u>	<u>（11）令第39条第1項第11号に掲げる者 10万9,400円</u>
<u>（12）次のいずれかに該当する者 11万2,300円</u> <u>ア 合計所得金額が850万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）</u>	<u>（12）令第39条第1項第12号に掲げる者 11万2,300円</u>

<u>、次号イ、第14号イ又は第15号に該当する者を除く。)</u>	
<u>(13) 次のいずれかに該当する者 11万5,200</u>	<u>(13) 令第39条第1項第10号に掲げる者 11万</u>
<u>円</u>	<u>5,200円</u>
<u>ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u>	
<u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ又は第15号に該当する者を除く。)</u>	
<u>(14) 次のいずれかに該当する者 11万8,000</u>	<u>(14) 令第39条第1項第14号に掲げる者 11万</u>
<u>円</u>	<u>8,000円</u>
<u>ア 合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u>	
<u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号に該当する者を除く。</u>	
<u>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 12万90</u>	<u>(15) 令第39条第2項に掲げる者 12万900円</u>
<u>0円</u>	

(削除)	<u>2 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。</u>
(削除)	<u>3 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、210万円とする。</u>
(削除)	<u>4 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、320万円とする。</u>
(削除)	<u>5 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、500万円とする。</u>
(削除)	<u>6 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの市町村の定める額は、700万円とする。</u>
(削除)	<u>7 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの市町村の定める額は、850万円とする。</u>
(削除)	<u>8 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの市町村の定める額は、1,000万円とする。</u>
(削除)	<u>9 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第13号イの市町村の定める額は、1,200万円とする。</u>
(削除)	<u>10 令和6年度から令和8年度までの令第39条第2項の市町村の定める額は、1,500万円とする。</u>
<u>2 前項 第1号に掲げる第1号被保険者についての</u>	<u>11 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての</u>

保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万6,400円とする。

3 (略)

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第11項中「1万6,400円」とあるのは、「3万9,400円」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1) から (5) まで (略)

(6) 前各号に掲げる者のほか、特別の理由があるとして市長が認めたもの。

附 則

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課

保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万6,400円とする。

12 (略)

13 第11項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第11項中「1万6,400円」とあるのは、「3万9,400円」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1) から (5) まで (略)

(新設)

附 則

(新設)

する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13ア、第14条ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所

得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12条ア、第13条ア第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第29条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある

場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法

律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の1部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において守谷市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において守谷市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により守谷市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

(新設)

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

（3）地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い守谷市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額

以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い守谷市の条例で定める金額から同年合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い守谷市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第15条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。